

大市総第177号
平成29年2月20日

大村市議会議長
大村市議会議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第26号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月20日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 平成29年2月28日(火) 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

- 第 1 号議案 大村市個人情報保護条例及び大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例…………… (1)
- 第 2 号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例…………… (2)
- 第 3 号議案 大村市介護保険条例の一部を改正する条例…………… (5)
- 第 4 号議案 大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (6)
- 第 5 号議案 簡易水道事業を水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例…………… (8)
- 第 6 号議案 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について…………… (10)
- 第 7 号議案 土地の買入れについて…………… (13)
- 第 8 号議案 工事委託契約の変更について…………… (14)
- 第 9 号議案 工事施工に関する基本協定の変更について…………… (15)
- 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）…………… (16)
- 第 10 号議案 平成 28 年度大村市一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 11 号議案 平成 28 年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 12 号議案 平成 28 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 13 号議案 平成 28 年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 14 号議案 平成 28 年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 15 号議案 平成 29 年度大村市一般会計予算
- 第 16 号議案 平成 29 年度大村市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 17 号議案 平成 29 年度大村市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 18 号議案 平成 29 年度大村市介護保険事業特別会計予算
- 第 19 号議案 平成 29 年度大村市病院事業会計予算
- 第 20 号議案 平成 29 年度大村市工業団地整備事業特別会計予算
- 第 21 号議案 平成 29 年度大村市水道事業会計予算
- 第 22 号議案 平成 29 年度大村市工業用水道事業会計予算

第23号議案 平成29年度大村市下水道事業会計予算

第24号議案 平成29年度大村市農業集落排水事業会計予算

第25号議案 平成29年度大村市モーターボート競走事業会計予算

第1号議案

大村市個人情報保護条例及び大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(大村市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 大村市個人情報保護条例（平成17年大村市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大村市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

平成29年2月28日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第2号議案

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、日本国憲法を尊重し、並びに法令、例規及び規程を遵守することを固く誓います。

私は、市民の信頼に応えるため、地方自治の本旨にのっとり、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚するとともに、全体の奉仕者、特に市民の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 印

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

新たに職員となった者が公務員として職務を行うに当たり、市民の信頼に応えることなどを強く認識するよう宣誓書を見直すとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第3号議案

大村市介護保険条例の一部を改正する条例

大村市介護保険条例（平成12年大村市条例第2号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「平成27年度及び平成28年度」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

生活保護受給者等に係る介護保険料の軽減措置を平成29年度においても継続するため、この条例案を提出するものである。

第4号議案

大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年大村市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第4条第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対するこの条例による改正後の大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例第4条第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度まで	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに
平成24年度又は平成25年度	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに

平成29年2月28日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の改正に伴い、地域包括支援センターに置く主任介護支援専門員の基準を改めるとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第5号議案

簡易水道事業を水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例

(大村市特別会計条例の一部改正)

第1条 大村市特別会計条例（昭和39年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の表簡易水道事業特別会計の項を削る。

(大村市下水道条例の一部改正)

第2条 大村市下水道条例（昭和55年大村市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条の6第2項ただし書中「（大村市簡易水道条例（昭和54年大村市条例第3号）第13条において準用する場合を含む。）」を削る。

(大村市農業集落排水施設条例の一部改正)

第3条 大村市農業集落排水施設条例（平成5年大村市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「（大村市簡易水道条例（昭和54年大村市条例第3号。以下「簡易水道条例」という。）第13条において準用する場合を含む。）」を削る。

第18条第2項ただし書中「（簡易水道条例第13条において準用する場合を含む。）」を削る。

(大村市簡易水道条例の廃止)

第4条 大村市簡易水道条例（昭和54年大村市条例第3号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(大村市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正前の大村市特別会計条例第1条に規定する簡易水道事業特別会計に係る決算上の剰余又は不足、債権、債務及び資産は、水道事業会計に引

き継ぐものとする。

平成29年2月28日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

簡易水道事業を水道事業に統合することに伴い、関係条例の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第6号議案

長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日をもって、長崎県市町村総合事務組合から、南高北部環境衛生組合を脱退せしめ、長崎県市町村総合事務組合同規約（平成8年3月27日自治許第40号）の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月28日提出

大村市長 園田裕史

長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

長崎県市町村総合事務組合規約（平成8年3月27日自治許第40号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

組合を組織する組合市町村

長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条、第13条～第16条関係）

組合の共同処理する事務と団体

第3条第1号に関する事務	長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合 ただし、長崎市、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。
第3条第2号から第8号までに関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町

第3条第9号に関する事務	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合
第3条第10号に関する事務	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第11号に関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第12号アに関する事務	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第12号イに関する事務	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第13号に関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

第7号議案

土地の買入れについて

次のとおり土地を買い入れる。

記

1 買入れの目的 中学校給食センター用地

2 土地の所在地、種類及び面積

所在地	種類	面積
大村市森園町1564番5	宅地	6,261.81㎡

3 取得予定価格 137,773,090円

4 買入れの相手方 大村市玖島一丁目25番地

大村市土地開発公社

理事長 吉野 哲

平成29年2月28日提出

大村市長 園田裕史

第8号議案

工事委託契約の変更について

平成28年9月29日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」（仮称）建築主体工事等委託に係る工事委託契約について、契約金額を次のとおり変更する。

記

変更前 3,097,591,000円

変更後 2,755,883,273円（341,707,727円の減額）

平成29年2月28日提出

大村市長 園田裕史

第9号議案

工事施工に関する基本協定の変更について

平成27年5月13日開催の大村市議会臨時会において締結の議決を受け、その後、平成28年6月30日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「高縄手橋架替工事」に関する基本協定について、協定金額を次のとおり変更する。

記

変更前	328,821,399円
変更後	377,258,643円(48,437,244円の増額)

平成29年2月28日提出

大村市長 園田裕史

報告第1号

専決処分の報告について

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年2月28日提出

大村市長 園田裕史

専決第1号


専 決 処 分 書

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年2月10日

大村市長 園田裕史

記

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 124,664円 |
| 2 損害賠償の相手方 |  |

